

福井県報

第 378 号
令 和 7 年
12月2日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

告 示

○保安林の指定施業要件の変更の予定(459・森づくり課) 1

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(恐竜博物館) 1

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(県立病院) 2

○国土調査の成果の認証(2件・農村振興課) 4

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(奥越土木事務所) 4

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(県警会計課) 5

公立大学法人福井県立大学公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 5

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(131) 6

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(132) 7

○政治団体の解散の届出(133) 7

○資金管理団体の指定の届出(134) 7

※政治資金規正法による収支報告閲覧対象文書の閲覧および写しの交付に関する規程の一部を改正する告示(135) 8

公安委員会告示

○技能検定員審査の実施について(123・運転免許課) 9

○教習指導員審査の実施について(124・運転免許課) 9

告 示

福井県告示第459号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月2日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大野市堂嶋45字フト尾山1の2、50字タイラ山1の1

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年12月2日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る特定役務の名称および数量

恐竜博物館講堂・ガイダンスルーム・写場LED改修業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県立恐竜博物館

福井県勝山市村岡町寺尾第51-11

3 落札者を決定した日

令和7年10月21日

4 落札者の名称および住所
前田電気株式会社
福井県大野市中保21号12番地

5 落札金額
109,780,000円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和7年8月26日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月2日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
超音波診断装置 一式

(2) 調達物品の内容
入札説明書および調達仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限
令和8年3月31日（火）

(4) 納入場所
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願により契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
電話 0776-57-2944

(2) 入札説明書等の交付期間
令和7年12月2日（火）から令和7年12月16日（火）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の8時30分から16時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して契約担当者の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならぬ。

(1) 申請書等の提出期間

令和7年12月2日（火）から令和7年12月16日（火）まで（休日を除く。）
の8時30分から16時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

（提出先）

4(1)と同様とする。

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(エ)の要領で作成し、持参または郵送すること（郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。）。

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所

4(1)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和8年1月13日（火）8時30分から17時まで
令和8年1月14日（水）8時30分から16時まで（必着）

(3) 開札日時

令和8年1月15日（木）9時30分

(4) 開札場所

福井県立病院 中会議室1

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、調達物品に要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品等の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効
福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課

総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。
。

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be purchased

Neurosurgery Surgical navigation system 1set

(2) Date, Time of Bidding

9:30 AM 15th January 2026

(3) Deadline for delivery

31st March 2026

(4) The place for delivery and contact point for the notice

Property management division, Fukui Prefectural Hospital, 2-8-1
Yotsui, Fukui city, Fukui Prefecture, 910-8526, Japan.

TEL 0776-57-2944

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の

成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月2日

福井県知事 杉本 達治

1 調査を行った者の名称

高浜町

2 調査を行った期間

令和4年5月から令和6年3月まで

3 調査を行った地域

大飯郡高浜町大字事代

4 成果の名称

大飯郡高浜町大字事代の地籍図および地籍簿

5 認証年月日

令和7年11月18日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月2日

福井県知事 杉本 達治

1 調査を行った者の名称

高浜町

2 調査を行った期間

令和2年5月から令和5年3月まで

3 調査を行った地域

大飯郡高浜町大字鎌倉

4 成果の名称

大飯郡高浜町大字鎌倉の地籍図および地籍簿

5 認証年月日

令和7年11月18日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月2日

福井県奥越土木事務所長 鳥山 公裕

1 落札に係る物品の名称および数量

凍結防止剤 塩化ナトリウム（500kg袋）668t（購入見込量）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県奥越土木事務所 大野市友江11-14
3 落札者を決定した日 令和7年10月24日
4 落札者の名称および住所 福井高速運輸株式会社 福井市三本木町1-1
5 落札金額 66,800円／t（税抜き単価）
6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
7 規則第4条の規定による公告を行った日 令和7年9月9日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年12月2日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る特定役務の名称 フラグメントアナライザーの賃貸借
2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 福井県警察本部警務部会計課 福井県福井市大手3丁目17-1
3 落札者を決定した日 令和7年9月25日
4 落札者の名称および所在地 NX・T Cリース＆ファイナンス株式会社福井営業所 福井県福井市花堂北1丁目1-30
5 落札金額 50,284,080円
6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
7 規則第4条の規定による公告を行った日 令和7年8月12日

公立大学法人福井県立大学公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則（平成31年公立大学法人福井県立大学細則第2号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月2日

公立大学法人福井県立大学

理事長 窪田 裕行

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品の名称および数量

高精度高分解能飛行時間型質量分析装置システム 一式

(2) 契約内容

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

令和8年3月30日

(4) 納入場所

公立大学法人福井県立大学

永平寺キャンパス

生物資源学部棟1階 BN112

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第4条に基づき定める競争入札参加の資格を有し、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則第5条に基づく審査による認定を受けた者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。) または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害
を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与
するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している
者
オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書等は、本学ホームページで公開する。
- (2) この入札に関する問合せ先

〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学 財務課

電話 0776-61-6000

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書の提出期限

令和7年12月23日(火) 16時

- (2) 提出方法

持参または郵送すること(郵送の場合は提出期限必着とする。)。

- (3) 提出先

3(2)と同様とする。

5 入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時

- (1) 入札書の提出方法

持参または郵送すること(郵送の場合は提出期限必着とする。)。

- (2) 入札および開札の場所ならびに日時

ア 場所

公立大学法人福井県立大学

本部棟3階大会議室

イ 日時

令和8年1月14日(水) 9時

6 入札方法に関する事項

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税およ

び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金および契約保証金

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

- (2) 入札の無効

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

- (5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required
MALDI-TOF ultraflexXtreme system

- (2) Date and time of bidding

9:00A.M.January 14,2026

- (3) Delivery period

March 30, 2026

- (4) Contact point for the notice

Finance Division, Fukui Prefectural University, 4-1-1, Matsuokakenjoujima, Eiheiji town, Yoshida county, Fukui prefecture, 910-1195, Japan.

TEL 0776-61-6000

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第131号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月2日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和7年10月22日	上内はるゆき後援会	上内 晴幸	上内 由紀恵	坂井市丸岡町赤坂7-6
令和7年11月4日	ふじたのりひろ後援会 美幸会	藤田 憲弘	村上 博規	三方郡美浜町佐田50-9

福井県選挙管理委員会告示第132号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月2日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和7年10月1日	たきなみ宏文名田庄後援会	中塙 寛	会計責任者	田中 秀樹	菅原 儀彦
令和7年10月2日	自由民主党名田庄支部	團 好孝	主たる事務所の所在地	大飯郡おおい町名田庄納田終144-7	大飯郡おおい町名田庄久坂3-80-1
			代表者	團 好孝	菅原 浩
			会計責任者	田中 秀樹	藤原 義信

福井県選挙管理委員会告示第133号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月2日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和7年10月31日	のせゆたか後援会	野瀬 啓一郎

福井県選挙管理委員会告示第134号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月2日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

指定年月日	資金管理団体の届出をした者(代表者の氏名)	届出をした者に係る公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
令和7年10月19日	上内 晴幸	坂井市議会議員	上内はるゆき後援会	坂井市丸岡町赤坂7-6

福井県選挙管理委員会告示第135号

政治資金規正法による収支報告閲覧対象文書の閲覧および写しの交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月2日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

政治資金規正法による収支報告閲覧対象文書の閲覧および写しの交付に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法による収支報告閲覧対象文書の閲覧および写しの交付に関する規程（昭和50年福井県選挙管理委員会告示第89号）の一部を次のように改正する

。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（閲覧の請求）</p> <p>第1条 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第20条の2第2項の規定により福井県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の受理した報告書、<u>政治資金監査報告書</u>または<u>確認書</u>（以下「収支報告閲覧対象文書」という。）の閲覧を請求しようとする者は、様式第1号の閲覧請求書を委員会に提出しなければならない。</p>	<p>（閲覧の請求）</p> <p>第1条 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第20条の2第2項の規定により福井県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の受理した報告書<u>または政治資金監査報告書</u>（以下「収支報告閲覧対象文書」という。）の閲覧を請求しようとする者は、様式第1号の閲覧請求書を委員会に提出しなければならない。</p>

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第123号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イに規定する技能検定員審査（以下「審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年12月2日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

1 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

技能検定員審査(普通)

(2) 期日

令和8年1月16日（金）

(3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

（ア）過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

（イ）過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者

（ウ）教習指導員資格者証の交付を受けた者

（エ）他の種類の免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和7年12月12日（金）

3 その他審査の実施に関し必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

技能検定員審査(普通)

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

技能検定員審査(普通)

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査に関する問合せ等

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課（電話 0776-51-2820）

福井県公安委員会告示第124号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イに規定する教習指導員審査（以下「審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年12月2日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

1 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

教習指導員審査(普通)および教習指導員審査(普通二種)

(2) 期日

令和8年1月16日(金)

(3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書
イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

(ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

(イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者

(ウ) 技能検定員資格者証の交付を受けた者

(エ) 他の種類の免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和7年12月12日(金)

3 その他審査の実施に関し必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

ア 教習指導員審査(普通)

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。

イ 教習指導員審査(普通二種)

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および教習指導員資格者証(普通)の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

ア 教習指導員審査(普通二種)

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。

技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。

イ 教習指導員審査(普通)

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験または面接試験により行うものとし、その合格基準はそれぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習に必要な教習の技能	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものは85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。

(3) 審査に関する問合せ等

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課(電話 0776-51-2820)